

## 令和5年度の給食費の支払いを免除します

### 1 免除の対象

みやこ町立小中学校に在籍している児童・生徒の保護者で学校給食費の支払いをしているかた

### 2 免除の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨今の物価高騰により様々な影響を受けている子育て世代への経済的支援の一環として学校給食費の支払いを免除します。

### 3 免除期間

令和5年4月～令和6年3月まで

※上記の期間に提供する学校給食に係る学校給食費

### 4 給食費の返金

次のとおり、すでにお支払いいただいた第1期の学校給食費については、返金します。

	第1期(4月分)
支払日	令和5年5月31日

※第1期の支払いがお済みでないかたには返金はありません。

### 5 返金手続きの方法

#### ①学校給食費の支払いを口座振替で行っているかた

手続きは不要です。準備が整い次第、口座振替を行っている口座へ返金します。

#### ②学校給食費の支払いを口座振替以外で行っているかた

返金のための口座をお知らせいただく必要があります。対象となるかたは、後日個別に郵便で手続き方法をお知らせします。

今後も安全・安心でおいしい学校給食の提供を続けてまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点は下記までお問合せください。

担当部署:みやこ町教育委員会 学校教育課学校給食係

所在地:みやこ町彦徳 580 番地 1(みやこ町学校給食センター)

電話番号:0930-33-1035 ※受付時間 平日 8時から 16時 30分